別　添

芳香族アミンの取扱事業場に関する調査結果等について
～第二報（平成 28 年３月２日時点）～

１．概要

〇昨年末から、労働基準監督署の職員が以下の事業場に立ち入り、オルト-トルイジンの取扱状況や労働者・退職者の膀胱がんの病歴等について調査を実施。

調査１：オルト-トルイジンを取り扱っていると考えられる全国 38 の事業場

調査２：①過去にオルト-トルイジンを取り扱っていたと考えられる全国 16 (※) の事業場（※ 第一報では 19 事業場としていたが、そのうち３事業場は社名変更により調査１の対象事業場と重複していたため、16 事業場となっている。）

②オルト-トルイジンを取り扱っていたことを労働基準監督署において独自に把握している全国 14 の事業場

〇調査１を先行して実施したところ、第一報のとおり、38 事業場におけるオルト-トルイジンの取扱状況は以下のとおり。

①オルト-トルイジンを現在取り扱っている事業場：17 か所

②オルト-トルイジンを過去に取り扱っていた事業場：10 か所

③オルト-トルイジンを取り扱ったことのない事業場：11 か所

〇また、第一報のとおり、オルト-トルイジンを取り扱ったことがある 27 事業場（調査１の①及び②）については、各事業場の業務状況に応じたオルト-トルイジンのばく露防止対策の徹底を図るとともに、オルト-トルイジンの取扱作業に従事経験のある労働者・退職者に対する膀胱がんに関する健康診断の実施・受検勧奨と健康診断の実施結果の報告を求めたところ。

〇調査２についても調査１と同様の対応を行ったところであり、今回の第二報は、現時点までに把握できた以下の内容を取りまとめたもの。

- 調査１のうち 27 事業場に係る健診結果（⇒２．参照）
- 調査２のオルト-トルイジンの取扱状況等の結果及び健診結果（⇒３．参照）
- 調査１及び調査２を受けた今後の対応（⇒４．参照）
- 福井県の事業場及び同一企業の関連事業場に係る対応（⇒５．参照）

２．調査１のうち 27 事業場に係る健診結果

○27 事業場に、オルト-トルイジンの取扱作業に従事経験のある労働者・退職者に対する膀胱がんに関する健康診断の実施・受検勧奨と実施結果の報告を求めたところ、受検勧奨の過程で、Ｅ事業場の退職者１名が膀胱がんの病歴を有することを把握するとともに、現時点までに、11 事業場、225 名分の結果報告があり、そのうち、膀胱がんの所見があった者は０名であった。

※第一報で膀胱がんの病歴を有する者として把握し、公表したＡ事業場の退職者１名、Ｂ事業場の労働者１名については、含めていない。

３．調査２のオルト-トルイジンの取扱状況等の結果及び健診結果

(1)労働基準監督署による調査結果

○30 事業場（調査２の①及び②）のオルト-トルイジンの取扱状況を確認したところ、以下のとおり。

①オルト-トルイジンを現在取り扱っている事業場：７か所
②オルト-トルイジンを過去に取り扱っていた事業場：17 か所
③オルト-トルイジンを取り扱ったことのない事業場：６か所

○オルト-トルイジンを取り扱ったことがある 24 事業場（上記①及び②）の内訳は以下のとおり。なお、各事業場に対し、業務状況に応じたオルト-トルイジンのばく露防止対策の徹底を図った。

①製造過程で取扱いのある事業場：16 か所

【Ⅰ　取扱状況】

㋐オルト-トルイジンを原料として化学品を製造している事業場（オルト-トルイジンの製造を含む）：14 か所

㋑化学品の製造過程で副生成物として少量のオルト-トルイジンが発生する等の事業場：２か所

【Ⅱ　ばく露機会】

㋒製造設備が密閉化されている事業場（ただし、サンプル採取等の作業はあり）：13 か所

㋓製造設備が自動化されておらず、オルト-トルイジンを反応させる工程や設備間の生成物の搬送等に人による作業が存在する事業場：３か所

②オルト-トルイジンを含有する製剤を使用した塗装等を行う事業場：５か所
③調査研究において使用する事業場：２か所
④オルト-トルイジンを含有する製剤の販売を行う事業場：１か所

○労働基準監督署が 30 事業場に対し膀胱がんの病歴を有する者（労働者・退職者）の状況を確認し、聞き取り等に基づく範囲で把握できた状況は以下のとおり。

＜第一報（既報）分＞

Ｃ事業場で労働者１名、退職者２名、Ｄ事業場（５．参照）で退職者１名（これらの者には、製造工程に従事した経歴が確認されていない者も含まれている。）

＜第二報分＞

Ｆ事業場で退職者１名（当該退職者の膀胱がん発症については、業務における他の物質の取扱いに起因するものとして労災認定されている。）

○Ｃ事業場については、Ⅰ－㋐（原料として取扱い）、Ⅱ－㋒（密閉化された製造設備）に該当し、Ｄ事業場及びＦ事業場については、Ⅰ－㋐（原料として取扱い）、Ⅱ－㋓（密閉化されていない製造設備）に該当する。なお、先般の福井県の事業場については、Ⅰ－㋐（原料として取扱い）、Ⅱ－㋓（密閉化されていない製造設備）に該当する。

(2)労働者・退職者に対する健診結果

○24 事業場に、オルト-トルイジンの取扱作業に従事経験のある労働者・退職者に対する膀胱がんに関する健康診断の実施・受検勧奨と実施結果の報告を求めたところ、現時点までに、9 事業場、101 名分の結果報告があり、そのうち、膀胱がんの所見があった者はＧ事業場で退職者１名であった。

※第一報で膀胱がんの病歴を有する者として把握し、公表したＣ事業場の労働者１名、退職者２名及びＤ事業場の退職者１名並びに３（１）で把握されたＦ事業場の退職者１名については、含めていない。

４．調査１及び調査２を受けた今後の対応

○労働者・退職者に対する健康診断が完了していない事業場及び結果が未報告の事業場について、引き続き事業場に対し、実施・受検勧奨と実施結果の報告を求め、結果の把握に努める。

○第一報及び今回、膀胱がんの病歴を有する者が把握された事業場については、健康診断の速やかな実施・受検勧奨と実施結果の報告を求め、把握された他の労働者の健康診断結果等を踏まえ、引き続き必要な対応を行う。（Ｄ事業場については、別途５にて記載）

５．福井県の事業場及び同一企業の関連事業場に係る対応

⑴福井県の事業場に係る対応

現在、独立行政法人労働安全衛生総合研究所において、１月 20 日及び 21 日に採取した試料の分析等を実施中。厚生労働省としても、引き続き、同研究所と連携しながらオルト-トルイジンを中心に原因の究明を行う。

また、この事業場を有する企業に対して、当該事業場の労働者・退職者全員（オルト-トルイジンの取扱作業に従事経験のない者も含む。）に対する膀胱がんに関する健康診断を実施するよう指導し、その結果、新たに労働者１名に膀胱がんの所見があったことを把握。（既に公表している分と合わせると、労働者５名、退職者１名）

⑵関連する事業場に係る対応

福井県の事業場以外の当該企業が有する工場部門である２事業場においても、過去に、福井県の事業場と同様にオルト-トルイジン等芳香族アミンを原料として染料・顔料の中間体を製造していたことが分かっている（現在は取扱いなし）。このうちの一つの事業場は、第一報で退職者１名が膀胱がんの病歴を有するとして公表したＤ事業場であり、当該退職者は、オルト-トルイジンの取扱作業に従事経験があることが分かっているが、30 年以上前のことであり、資料もないため詳細の把握は困難。

当該企業に対して、これらの関連事業場においてオルト-トルイジン等の取扱作業に従事経験のある労働者・退職者に対する膀胱がんに関する健康診断の実施等を指導し、現時点では、膀胱がんの所見があった者は０名であった。

６．労災請求への対応

〇平成 28 年３月２日現在、福井県の事業場の５名から労災請求がなされている。

〇労災請求事案については、厚生労働省本省において専門家による労災認定に関する検討会を開催することとしている。

（参考）

第二報までのまとめ（主に膀胱がん関係）

〇　第二報で新たに膀胱がんの病歴又は所見が明らかになったのは、表中の４名（網掛け部分）である。

（注）表中の明朝体は既報分、ゴシック体・下線ありは第二報分

	オルト-トルイジンの取扱状況	聞き取り等により把握した膀胱がんの病歴を有する者の数	健診対象事業場数	健診実施結果の報告のあった事業場数／労働者・退職者数	健診の結果、膀胱がんの所見があった者の数
調査１： 38 事業場	①現在取り扱っている ：17 事業場 ②過去に取り扱っていた ：10 事業場	＜第一報＞　退職者１名（Ａ事業場）(※１) 労働者１名（Ｂ事業場）(※１) **＜第二報＞　退職者１名（Ｅ事業場）**(※２)	27 事業場	11 事業場／225 名	０名
	③取り扱ったことがない ：11 事業場	０名			
調査２： 30 事業場	**①現在取り扱っている** **：７事業場** **②過去に取り扱っていた** **：17 事業場**	＜第一報＞　労働者１名（Ｃ事業場）(※１) 退職者２名（Ｃ事業場）(※１) 退職者１名（Ｄ事業場）(※３) **＜第二報＞　退職者１名（Ｆ事業場）**(※４)	23 事業場 (※５)	９事業場／101 名	**退職者１名（Ｇ事業場）**(※２)
	③取り扱ったことがない **：６事業場**	０名			
福井県の事業場	現在取り扱っている	＜12 月 18 日公表＞　労働者４名 退職者１名	１事業場	１事業場／77 名	**労働者１名**

（※１）Ａ事業場、Ｂ事業場及びＣ事業場は、現時点で、健診実施結果は未報告。

（※２）Ｅ事業場及びＧ事業場は、労働者についての健診実施結果は既に報告があり、現時点までに膀胱がんの所見があった者はいない。退職者については現在健診を順次実施中。

（※３）Ｄ事業場は、福井県の事業場と同一企業の関連事業場であり、当該退職者がオルト-トルイジンの取扱作業に従事経験があることは分かっているが、30 年以上前のことであり、資料もないため詳細の把握は困難。

（※４）当該退職者の膀胱がん発症については、業務における他の物質の取扱いに起因するものとして労災認定されている。また、Ｆ事業場は、労働者についての健診実施結果は既に報告があり、現時点までに膀胱がんの所見があった者はいない。退職者については今後健診を実施予定。

（※５）24 事業場のうち１事業場は、事業場としてはオルト-トルイジンを取り扱ったことがあるが、オルト-トルイジンの取扱作業に従事経験のある者はいないため健診対象事業場からは除いている。